

起案用紙（産業建設常任委員会記録伺）

（1号）

議 長	副 議 長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
	/						
起 案 日	平成 30 年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	平成 30 年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 02			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ ）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 04						
委員会名	産業建設常任委員会			会議年月日	平成 30 年 3 月 16 日（金）		
				会議時間	15時00分 ～ 16時15分		
出席委員	委 員 長 山崎 司			委 員 川村 一郎			
	副 委 員 長 垣内 孝文						
	委 員 宮本 幸輝						
	委 員 白木 一嘉			欠席委員			
	委 員 勝瀬 泰彦						
その他	議 長 矢野川信一						
執行部出席者	観光商工課長 山本 牧			上下水道課長補佐		宮村 佳三	
	" 課長補佐 桑原 克能			支所長		川井 委水	
	産業建設課長 小谷 哲司			地域企画課		高橋 政幸	
	農林水産課長 篠田 幹彦			生涯学習課長		小松富士夫	
	" 農地管理係長 宮崎 智也			" 課長補佐		谷口 公久	
	まちづくり課長 地曳 克介						
	" 計画係長 山崎 剛						
	" 道路管理係長 小野 宏之						
事務局	事務局長 中平 理恵						
	総務係長 桑原 由香						
記 録							
平成 30 年 3 月 定例会において、本委員会に付託された議案 10 件の審査ため、委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■審査の前に、観光商工課長から 30 年度に市民祭に東京ディズニーランドのパレードチームが参加することとなった、と報告を受けた。

■まず、はじめに「第 24 号議案 四万十市新食肉センター整備検討委員会設置条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：観光商工課長】食肉センターの老朽化や食肉処理の衛生安全基準への対応を目的に新施設の整備や運営組織に関する事など、施設の今後の方向性の確立に向け、関係機関と検討を行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市の附属機関として検討委員会を設置するもの。
※質疑なく終了

■次に、「第 26 号議案 四万十市都市再生協議会設置条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：まちづくり課長】平成 30、31 年の 2 年間をもって策定する立地適正化計画。この協議会を立ち上げることで中身を詰めていく。30 年に 4 回、31 年に 4 回、計 8 回程度で策定していきたい。構成メンバーは全員で 25 名。

【質疑：川村委員】主に何の立地を想定しているのか。第 3 条に構成員を 6 項目あげているが割合の案があれば教えてほしい。

【答弁：まちづくり課長】目的はコンパクトな町づくりを推奨して行く事。高度版都市計画マスタープランといわれるものが、立地適正化計画である。基本的な考えは、人口が少なくなったのでコンパクトに住む地域を誘導する。都市機能についても集約していく。立地適正化のなかで、複合施設を配置するというものがあれば、補助対象となることもあるので、そういう面からもこれは重要であるとの判断。委員は副市長を筆頭に高知高専の先生、中村河川国道事務所、高知県土木事務所、商工会議所、観光協会、区長会、女性の会 四電、中村子ども劇場、社会福祉協議会など、なるべく多くの意見を吸い上げたいと考えている。

【質疑：垣内委員】構成員はいつも同じ顔ぶれ。もっと地元住民というか、子育て中のママさんとかの視点も重要ではないか。また、まちなか再生検討会とのからみはどうか。

【答弁：まちづくり課長】まちなか再生検討会は基本的に四銀の跡地とか限られたところでやっている。協議会については都市計画区域を中心に、どう配置するかという観点でやるので少し、メンバーもかわる。子育て中のママさんを入れるというのは今後検討していく。

【質疑：勝瀬委員】構成員はきいたが、学識経験者が何名くらい、市民団体等の代表が何名くらいというのは、だいたい決まっているか。

【答弁：まちづくり課長】人数の振り分け、配分は決定していない。

※他に質疑なく終了

■次に、「第 35 号議案 四万十市園芸作物価格安定基金条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：産業建設課長】昭和 53 年当時、旧西土佐村と農協が 5,000 万円ずつ出資し、指定する作物の価格の甚だしい低落があった場合に、農協を通じて出荷する生産者に価格差の補給金を交付することによって、指定作物の計画的生産を助長し農家経済の安定に寄与することを目的に設置されている。当初は基金の利子を財源に価格差補給金の支払いを行っていたが、金利の低下により、利子のみでは賄えなくなっている。このため、平成 13 年から基金の取り崩しと農家からの負担金を集めて基金が早期に枯渇しないように運用方法を変えてきた。現在、少額の基金利子と農家の負担金で価格差補給金を賄い、これにかなわない場合、基金の取り崩しを行い、一方、農家負担金と利子の合計が価格差補給金を上回った年度においては、その残額について別に価格差補給準備金の積み立てを行っている。現在、財布として、基金本体と準備金があるが、これを現状に併せて一本化することで事務の簡素化などを図るため、改正をするもの。

【質疑：川村委員】価格差補給準備金がなくなった場合、どうかかわるのか。今も足らなくなったら、基金を取り崩してやっているが、どう違ってくるのか。簡単に。

【答弁：産業建設課長】準備金と基金本体と二つの財布がある。それぞれ利息も発生しているので二

つの財布をかかえながら事務処理をしている。それを一つの財布とする。

【質疑：川村委員】つまりは、内容的にはかわらないということか。(了承)

※他に質疑なく終了

■次に、「第 39 号議案 四万十カヌーとキャンプの里の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：観光商工課長】「かわらっこ」において今年度、バンガロー4棟を建設し、2月22日に完成し、3月26日落成式を行うこととなった。4月からの利用開始に向けて、利用料金を定めるもの。

【質疑：宮本委員】この利用料金は「とまろっと」と比較してどうか。同等くらいか。

【答弁：観光商工課長】「とまろっと」は、一人あたり、2,050円となる。最初泊ったときは10,300円で最大人数が6名。「かわらっこ」は最大5名で、一人あたり3,888円になる。「とまろっと」は部屋の中にバス、トイレがない。バンガローは部屋の中にバス、トイレが完備されているので若干高めにはなっている。

※他に質疑なく終了

■次に「第 40 号議案 四万十市ふれあいの館設置条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：支所長兼地域企画課長】ホテル星羅四万十の改修整備に伴う利用料金の見直しによる条例の一部改正。平成28年度の繰越事業の地方創生拠点整備交付金事業で、ホテル星羅四万十の改修工事を実施中。内容はレストランの一部改築、家族風呂の改修、特別室、外壁の改修工事、ホテル全体をグレードアップし、多様化する観光客の需要にこたえ、利用客の増加につなげるもの。

その改修に伴い、季節の需要によって加算する料金、特別室の料金設定など、質の向上と併せたホテルの経営改善を図るため、利用料金の上限額の見直しをおこなうもの。

【質疑：白木委員】特別室は1部屋だけか。1人、1泊31,320円か。2人とか、3人なら。

【答弁：支所長兼地域企画課長】特別室は1部屋だけ。1泊の宿泊料金は20,000円で、ゴールドデンウイクやお盆休みなどの期間の追加料金が9,000円。29,000円と消費税で上限としている。2人で利用するときは部屋代が2人目は1,000円割引。

【質疑：白木委員】1人目は20,000円、2人目は19,000円の部屋代か。

【答弁：支所長兼地域企画課長】訂正する。2人目は2,000円のマイナス。3人目はさらに1,000円マイナス。

【質疑：白木委員】基本的には部屋ではなくて人数。2人目は2,000円、3人目は3,000円安くなる、ということか。何人収容か。

【答弁：支所長兼地域企画課長】もともとは、5人の部屋だったが、改修によって、最大4人。

【質疑：川村委員】朝食だけなのか、夕食もついているのか。

【答弁：支所長兼地域企画課長】料金は宿泊費のみ。今回のグレードアップによって食事も新たなメニューも試食会など行い、全体の経営の見直しを取り組んでいる。

【質疑：川村委員】夕食はもちろんのこと、朝食もついていないということか。

【答弁：支所長兼地域企画課長】この利用料金については宿泊費だけ。

【質疑：宮本委員】一般的に考えると高額な宿泊費。この値段で将来お客さんの確保を見込めるのか。

【答弁：支所長兼地域企画課長】見込んでいる客層は外国人、団塊の世代。そのあたりの需要が増えてきていた。現在の稼働率は約70%。今後も達成していきたい。

【質疑：宮本委員】お客さんが確保できればいいが、季節によっては確保できないときもあると思う。稼働率が50%をきったというときには値段的なものは考える余地はあるのか。

【答弁：支所長兼地域企画課長】そのときには上限の範囲内で料金設定も検討していくことが必要と考えている。

※他に質疑なく終了

■次に、「第 41 号議案 四万十市都市公園条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとお

り。

【説明：まちづくり課長】 これまでは政令で定められていた運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の、当該都市公園の敷地面積に対する割合をいう。）を地域の実情に応じて整備が行なえるように条例で定めることとなったもの。四万十市都市公園条例の一部を改正し、新たな運動施設率を定めるもの。この対象となるのは、安並運動公園で、ここにはさまざまな運動施設がある。現在整備中のスケートパークを含めて42%くらいの数値となっている。これをうちの条例で定めることができる、というもの。今まで都市公園施行令では50%を超えてはならないとあり、今回その50%をアップとして設定をした条例。

【説明：生涯学習課長】 有料の公園施設としてスケートパークとして位置づけるための改正。有料とした理由としては安並は有料体育施設しかないので、他の施設との整合性を考えた場合、有料が望ましいのではないかと、また、将来的には維持管理費等の負担も発生すると思われるので、少しでも利用者に負担をお願いすべきではないかと、利用団体等も有料とすることについては理解してもらっている。利用者のメインは高校生以下となると考えられることから、高校生以下は無料とする。会員制の料金を設定することで大人の方にも割安に利用していただくことを考えて有料施設とした。

料金は四国外の有料施設を参考にし、大人1日200円に消費税を反映させ210円とした。大人の会員制の料金は弓道場の個人利用での会員制の料金を参考に算出をした。競技会等で使用する場合は安並の運動広場を参考に利用料金の設定をした。夜間も使用できるので、だいたい1時間100円くらい電気料がかかるということをお勧めし、料金設定をした。

【質疑：川村委員】 夜間も高校生以下は電気料も無料か。また、大人の利用者の見込み、というかどれくらい利用されるのか、想定があれば、お答え願いたい。

【答弁：生涯学習課長】 夜間も高校生以下は無料。個人利用した場合は1日210円に電気料も含まれるという考え方。大人の利用見込みは、35人で月2回。その12ヶ月でのべ840人を見込んでいる。

【質疑：垣内委員】 競技会の使用は正式団体の認定のできる競技会の施設か。

【答弁：生涯学習課長】 スケートパークが、全日本など団体の公認のパークの認定を受けるか、という質問か。

【質疑：垣内委員】 いや、そうになっているか、ということ。施設自体が。

【答弁：生涯学習課長】 現在、そのような認定を受ける予定はない。

※ 他に質疑なく終了

■次に、「第42号議案 四万十市公園条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：まちづくり課長】 条例中、もみじヶ丘公園の下に八東防災拠点広場を新しく追加するもの。現在、地震防災課において、八東地区の防災拠点基地内に防災広場の整備を進めており、18日に落成式を行う見込み。この広場は南海大震災などの大規模災害に備え、甚大な津波被害が想定される八東地域の防災拠点基地として一部に防災機能を有する広場を整備し、避難所並びに復旧、復興活動における作業ヤードの確保を目的としたもの。平常時には市民の憩いの場として開放する。完成後は、市の公園として位置づけ、まちづくり課が管理するとういうことで協議が整っている。四万十市公園条例の中に追加し、公園という位置づけとしたい。施設については約3,000㎡。

※質疑なく終了

■次に、「第43号議案 四万十市簡易水道設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：上下水道課長】 国庫補助を受け事業を進めていた、佐田の今成地区の簡易水道施設整備事業が平成30年1月23日に完成したことから、佐田簡易水道の給水区域に新たに編入するもの。骨子としては第2条の表中、四万十市佐田簡易水道の給水区域について、「四万十市佐田（今成を除く。）一円」を「四万十市佐田」に改めるもの。この改正に合わせて、中村地域、西土佐地域表現の仕方を統一するもの。

もう一点は、平成21年度より、簡易水道施設整備費の国庫補助及び交付金を受け進めてきた、大宮統合簡易水道施設整備が平成30年1月に完成した。これにより、大宮簡易水道の区域変更、施設整備により大宮簡易水道へ統合され、利用しなくなった須崎薮ヶ市簡易水道、下中家地簡易水道の削

除を行い、適正に管理するための条例改正を行うもの。

また、附則として、この改正に伴い、「四万十市飲料水供給施設等設置及び管理に関する条例の一部改正を行う。

※質疑なく終了

■次に、「第 48 号議案 四万十市道路線の認定」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：まちづくり課長】今回は 2 路線。畠島線は、具同のマルナカの東側の道路。マルナカの開発は都市計画法に基づいて、部分完了がされている。事前に都市計画法に基づく協議をしており、完成後は市道として引き取る、現地も検査をして問題がない、用地についても四万十市に寄贈されるということで認定をするもの。

もう一つは、金毘羅川の左岸側に位置する道路。地元から要望書が提出されている道路。

※質疑なく終了

■次に、「第 50 号議案 四万十市農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とする事」について執行部から説明を受け、審査を行った。審査の結果、全会一致で原案のとおり同意すべきものと決した。概要は次のとおり。

【説明：農林水産課長】農業委員は、平成 28 年 4 月 1 日制度が改正され、原則、認定農業者等が委員の過半数を占めることとなっている。ただ、例外の規定が 3 つある。1 つは、区域内の認定農業者の数が、委員の定数の 8 倍を下回る場合、2 つ目は農業委員会の設置が義務付けられていない市町村、3 つ目は、認定農業者の制度を活用していない市町村である。

農業委員の数は 19 名であるため、8 倍は 152 名。現在、四万十市の認定農業者の数は 142 名であるため、この例外の規定が当てはまる。

例外の規定の中身は、委員の中に認定農業者等及び認定農業者に準ずるものが過半数いればよい、ということ。ここでいう認定農業者等というのは、認定農業者個人または認定農業者の法人の役員が当てはまる。

また、準ずる者については、認定農業者の O B、認定農業者の農業経営に参画する親族、認定新規就農者、国から義務付けられている計画を作っているが、その中の経営体の中心的な役割を果たす農業者、そういった方は準ずるもので構わない、ということになっている。

候補者は 11 月いっぱい募集し、20 名の応募があった。自薦が 11 名、他薦が 9 名。その中から審査会で 19 名を選考し、認定農業者 8 名、準ずるものが 4 名となっている。その関係で、今回この議案を提出させていただいた。

【質疑：松浦委員】自薦他薦ということだが、地域性はどうなっているか。

【答弁：農林水産課長】農業委員は四万十市 1 区であるので、地域の縛りはない。議会で認めていただけたら、その後区域分けをする。現実的には一定の地域のかたまりで推薦されているので、結果としてはある程度分かれている。

※他に質疑なく終了

— 小休中 —

■事務局から報告事項 2 件

○閉会後の記念写真の件

○執行部との懇親会は職員の不祥事があったため自粛

— 正 会 —

■以上で案件はすべて終了し、委員長報告は正副委員長に一任ということで委員会を終了した。